

キャリア教育・職業教育関係の 最近の主な審議会答申等（概要・要旨）

今後の専門高校における教育の在り方等について ……p1
(平成10年7月 理科教育及び産業教育審議会)

初等中等教育と高等教育との接続の改善について ……p2
(平成11年12月 中央教育審議会)

我が国の高等教育の将来像 ……p9
(平成17年1月 中央教育審議会)

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の
学習指導要領等の改善について ……p18
(平成20年1月 中央教育審議会)

社会環境の変化を踏まえた専修学校の今後の在り方について ……p27
(平成20年11月 専修学校の振興に関する検討会議)

学士課程教育の構築に向けて ……p29
(平成20年12月 中央教育審議会)

高等専門学校教育の充実について ……p30
(平成20年12月 中央教育審議会)

今後の専門高校における教育の在り方等について

(理科教育及び産業教育審議会答申(H10.7.23)の概要)

【専門高校の課題】

産業界で必要とされる知識や技術・技能の高度化等を踏まえ、完成教育としての職業教育ではなく、生涯学習の視点を踏まえた教育の在り方の検討

技術革新、情報化、少子高齢化等による社会の変化や産業の動向等に適切に対応するため、新たな教科の創設を含めた教育内容の検討

生徒の実態の多様化、普通科志向等に対応するため、生徒一人一人の個性を育て伸ばしていくことを重視した教育の在り方の検討

地域社会を担う人材の育成や産業界等における最新の知識や技術の指導のため、地域や産業界と連携した教育の在り方の検討

【以上のような課題に対応していくため、6つの視点から専門高校の教育の在り方の改善・充実を提言】

将来のスペシャリストとして必要な専門性の基礎・基本の重視

新教科「情報」「福祉」の創設等、社会の変化や産業の動向等に適切に対応した教育の展開

生徒の多様な実態に対応し、生徒の学習の選択幅をできる限り拡大し、生徒一人一人の個性を育て伸ばしていく教育の展開

専門高校と地域の産業界とのパートナーシップ(双方向の協力関係)の確立

生徒が専門高校卒業後に学習する継続教育機関との連携の推進

各学校の創意工夫を生かした特色ある教育の展開

【地域や産業界とのパートナーシップの確立について】

生徒の在学中における就業体験(インターンシップ)の推進

- ・ インターンシップには学校の教育活動の一環として取り組むほか、企業等が主体となるものに生徒が参加する場合にも単位認定

社会人講師等の積極的活用

- ・ 特別非常勤講師制度の積極的活用や地域ボランティアによる学校教育への支援を促進、社会人講師として協力可能な人材リストの作成

地域に開かれた学校づくり

- ・ 専門高校の持つ優れた施設・設備等の地域への開放を一層推進
専門高校と地域との協力体制

- ・ 専門高校と地域との間で意見交換をする恒常的な場の設置が重要

【その他関連事項】

資格取得

- ・ 職業資格に関連した科目の開設や技能審査の成果の単位認定制度の活用により生徒の職業資格の取得等を奨励

進路指導の改善・充実

- ・ 中学生の体験入学の充実や積極的な情報提供、入学時からの計画的・継続的な進路学習の実施
大学等との連携

- ・ 大学入学者選抜における推薦入学や専門高校卒業生選抜の一層の拡大、補習教育の実施や専門高校での学習成果を踏まえたカリキュラムの工夫などの配慮

教員の確保や研修の充実

- ・ 社会人講師等の活用も含めた教員配置の在り方についての検討

- ・ 産業界や大学等における教員の研修の充実

施設・設備の充実

- ・ 我が国の産業の動向、技術革新や情報化の進展を踏まえた施設・設備の充実

初等中等教育と高等教育との接続の改善について（答申）要旨

平成11年12月16日 中央教育審議会

第1章 検討の視点

戦後の単線型の教育制度の下に、高等学校は国民皆教育機関とも言うべきものとなり、高等教育への進学率も大幅に上昇した。一方でそれに伴い受験競争の激化や「学（校）歴偏重」社会の問題なども生じた。

今後、高等学校の多様化が進むとともに、大学進学率の一層の上昇が見込まれる中、これまで以上に多様な能力、履修歴等を有する学生が大学に進学してくることが予想される。このような状況を踏まえ、初等中等教育と高等教育との接続の改善を図るのが本答申の目的。

その際の検討の視点は次のとおり。

- (1) 「自ら学び、自ら考える力」と「課題探求能力」の育成を軸にした教育
- (2) 後期中等教育段階における多様性と高等教育段階における多様性との「接続」
- (3) 大学と学生のより良い相互選択を目指して
- (4) 主体的な進路選択

第2章 初等中等教育の役割

(1) 初等中等教育の役割

初等中等教育では、基礎・基本を習得した上で、その後の学習や職業・社会生活の基盤を形成し、「自ら学び、自ら考える力」などの「生きる力」を育成する。

(2) 学力の現状

我が国の小・中学校段階の児童・生徒の学力の現状は、全体としてはおおむね良好であると考えられるが、一般的には、進学率の上昇に伴い大学進学者の平均的学力の低下といった状況が今後進むことが予想されるため、初等中等教育の改善、高等学校と大学との接続の改善、大学教育の改善を通じて対応していくことが必要。

(3) 各学校段階ごとの到達度評価

各学校段階において、児童・生徒が当該学校段階の教育目標を達成しているかどうかを修了時等に評価することは、各学校が教育上の責務として適切に行うべき。

各学校における評価の参考とできるような評価基準や評価方法について国立教育研究所等において研究，開発を行うことが必要。

(4) 高等学校入学における能力・適性等の判定

高等学校の入学選抜は，飽くまで設置者及び学校の責任と判断で行うものであり，各高等学校，学科等の特色に配慮しつつ，その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものであるという趣旨が更に徹底され，後期中等教育機関への進学希望者を盲・聾・養護学校高等部も含めた後期中等教育機関全体で受け入れられるよう適切な受験機会の提供や条件整備に努めることが必要。

第3章 高等教育の役割

(1) 高等教育の役割

学部段階においては，初等中等教育における「自ら学び，自ら考える力」の育成を基礎に豊かな教養と高い倫理観をはぐくみ，「主体的に変化に対応し，自ら将来の課題を探求し，その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力」（課題探求能力）の育成を重視するとともに，専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力等を培う。

専門性の向上は大学院で行うことを基本とし，大学院段階においては，研究者養成に加え，高度専門職業人の養成をも重視する。

(2) 大学入学における能力・適性等の判定

社会の要請にこたえる人材の養成などの観点から，大学においては，大学教育に必要とされる能力・適性を入学者に対して求めることが必要。

第4章 初等中等教育と高等教育との接続の改善のための連携の在り方

(1) 入学選抜だけではなく，カリキュラムや教育方法などを含め，全体の接続を考えていくべきであり，高等学校と大学の両者がいかにして，それぞれの責任を果たしていくかという観点から，両者の教育上の連携を拡大することが必要。

(2) 具体的な教育上の連携方策

① 高等教育を受けるのに十分な能力と意欲を有する高等学校の生徒が大学レベルの教育を履修する機会の拡大方策

科目等履修生の活用等大学レベルの教育を生徒が履修する機会を積極的

に拡大。

② 大学がその求める学生像や教育内容等の情報を的確に周知するための方策

大学入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）をはじめ、教育の理念と目標、教育指導体制、成績評価の方法、就職・進学状況などについて積極的に情報を公開。マルチメディアやインターネットも積極的に活用。

(3) 高等学校における生徒の能力・適性・意欲・関心等に応じた進路指導や学習指導の充実

高等学校においては、将来の進路や職業選択を見通した進路指導や学習指導を実施。それぞれの生徒が進路に応じた科目を履修するための適切なガイダンス等も必要。また、大学の教員や企業の協力を得て、高等教育の具体的な内容や、将来の職業選択との関係、企業の在り方や職業生活について、実際の・体験的な情報を提供してもらったり、体験入学や就業体験の機会の拡充を図る。

(4) 入学者の履修歴等の多様化に対応して大学教育への円滑な導入を図る工夫

大学においては、指導教官制（チューター）の導入、学習ガイダンスの充実、インターネットを利用した履修相談の実施など、入学してくる学生の履修歴等の多様化が一層進むことに対応した様々な工夫を図ることが必要。

(5) 高等学校関係者と大学関係者の相互理解の促進

都道府県単位で高等学校関係者と高等教育関係者が一堂に会し、情報交換し理解を深める「連携協議会」等の開催を推進。

大学の教員が高等学校において、学問の紹介や講義を行うことや、逆に、高等学校等の教員が大学での補習授業に協力することなどの試みを一層推進。

第5章 初等中等教育と高等教育との接続を重視した入学者選抜の改善

(1) 入学者選抜の現状と改善の方向

既に大学受験は「過度の競争」ではなくなっており、さらに、全体として見れば大学進学希望者がいずれかの大学に入学できるようになる状況が到来することが予想される中で、入学者選抜の改善で目指すのは、単に誰もが希望する大学に入れるようにすることではなく、大学と学生とのより良い相互選択を図り、学生の大学教育への円滑な移行を実現することにある。

(2) これからの選抜の在り方

① 大学と学生とのより良い相互選択を目指して

今後は、大学側のそれぞれの教育理念等にふさわしい能力・資質を持った学生（求める学生）を見いだそうとする取組と、学生側の自らの能力・適性等に基づく主体的な大学選択という相互の選択をいかに適切に組み合わせるかが重要。

高等学校での教育，大学入学者選抜，大学入学後の教育の在り方を一貫したものとしてとらえる中で，入学者選抜の在り方も各大学の役割，教育理念，目標の多様化に応じて多様なものとなるべきである。

② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の明示

それぞれの大学（学部・学科）の教育理念，目的，特色等に応じて受験生に求める能力，適性等についての考え方をまとめた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を大学が確立し，対外的に明示するとともに，選抜方法や出題内容等に反映させることが重要。その上で，受験生は大学（学部・学科）の教育理念，特色等に応じ選択を行うことが必要。

③ 「公平」の概念の多元化

各大学がそれぞれの教育理念等にふさわしい学生を見出すための選抜を行うためには，何が公平かについて，多元的な尺度を取り入れることが必要。例えば，学力検査のみの選抜の実施，それ以外の多様な方法による選抜の実施など様々な選抜を行うことを許容することが必要。

④ 受験教科・科目数の考え方

「学校生活における〔ゆとり〕を確保するためには，学力試験における受験教科・科目数をできるだけ少なくしていくべきである」との方針については，当然必要な学習負担の軽減までを求めるものではなく，受験教科・科目数の削減を一律に求めているものではない。どのような科目を課すか，何科目課すかは，各大学がそれぞれの教育理念等に照らして自主的に設定すべき。

(3) 入学者選抜そのものの具体的な改善方策

① 各大学が多様な進学希望者の能力・適性等を適切に評価するための選抜方法の開発

受験生を多面的かつ丁寧に見るためのきめ細かな選抜方法とされているアドミッション・オフィス入試の在り方（目的，特色等）や発展・定着さ

せるための条件等について検討することが必要。

また、評価尺度の多元化に対応した評価方法の研究を進めることが必要。

② 丁寧な入学者選抜を行うための体制の整備等

入学者選抜等についての高い専門性を有するスタッフを備えたアドミッション・オフィスの設置等、丁寧な入学者選抜を行うための体制を整えることが必要。

③ 適切な出題

学習指導要領のねらいに沿った適切な出題を行うためにも、高等学校関係者の参画を拡大。また、良質な問題を出題するという観点から、適切な問題であれば、再利用できるようにすることも必要。

④ 高等学校での学習成果を多面的に評価する入学者選抜

高等学校における調査書、詳細な推薦書、学習活動、文化・スポーツ活動の記録等を活用するなど、高等学校での学習成果を多面的に評価。

⑤ 大学入試センター試験の改善

各大学は、入学者受入方針に基づき、入学者選抜全体の中で、どのような能力を受験生に求めるのか、どのような選抜方法を行うかを十分に吟味した上で、大学入試センター試験と個別試験との組み合わせを考えていくことが必要。

その際、素点による選抜だけでなく、大学入試センター試験の成績を概括的にまとめ、それぞれのグループに応じ異なった個別試験を実施するなど、いわば資格試験的な取扱いを含め、各大学の多様な利用方法が推進されることが必要。

また、リスニングテストの実施に向けて高等学校との協力体制も含めて検討を行うことや、教科・科目横断型の総合的な問題等の在り方の研究を進めることが必要。

(4) 入学者選抜の改善を促すための具体的方策

① 入学者選抜についての評価の実施

各大学の選抜方法についての自己点検・評価の実施やその結果の公表の推進が必要。

② 入学者選抜についての情報の公開・提供

入学者選抜の在り方についての基本的な考え方、理念等を自主的に公表

していくことが必要。

③ 初等中等教育における進路指導の充実

自分の能力、適性等を見極めさせ、自分の将来の進路に対し、明確な目的意識を持つようにすることが必要。

④ 高等教育システムの柔構造化

大学入学について社会人特別選抜や編入学制度など多様な道が開かれ、いつでも学習ができるシステムに転換することにより、受験者の入試に対する過剰な意識を弱め、適切な進路選択を実現。

⑤ 意識の変革

大学入学者選抜の改善に当たっては、生徒の進路選択や企業の採用等を取り巻く状況が変化していることなどについて国民に正確な理解を求めていくことが必要。

第6章 学校教育と職業生活との接続

(1) 学校教育と職業生活の接続の改善のための具体的方策

中等教育修了後の進路の選択肢が多様化するなかで、生徒が自己の個性を理解した上で、主体的に進路選択を行っていけるよう、キャリア教育を小学校段階から発達段階に応じて実施。また、インターンシップの促進等による体験的活動を重視。さらに、企業経営者によるキャリアアドバイザーの配置等によるガイダンス、カウンセリング機能を充実。

(2) 企業等における採用の改善

採用に当たっては学生に求める能力・知識・技術を具体的に示した上で、個人の能力・知識・技術や資質に加え、学生の属する大学（研究科、学部・学科）の教育目標、教育内容、教育方法の特色を考慮。その前提として大学は評価基準を明示した上で厳格な成績評価を実施。

(3) 生涯学習の視点に立った高等教育

① 社会人の学習機会の拡充

高等教育機関において、社会人を対象とする大学院の履修形態や修業年限等の弾力化や、高度な専門職業人の養成を目的とする専門大学院の整備充実などにより一層の社会人受入れ体制の拡充を図る。

② 生涯学習の成果の活用

ボランティア活動やインターンシップ等の学外の様々な学習成果を授業科目の中に位置付け単位認定を行うなど、各大学における一層の取組を推進。

我が国の高等教育の将来像

＜中央教育審議会 答申 要旨＞

第1章 新時代の高等教育と社会

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代であると言われる。

これからの「知識基盤社会」においては、高等教育は、個人の人格の形成の上でも、社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦略の上でも、極めて重要である。国際競争が激化する今後の社会では、国の高等教育システムないし高等教育政策そのものの総合力が問われることとなる。国は、将来にわたって高等教育につき責任を負うべきである。

特に、人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にとって、優れた人材の養成と科学技術の振興は不可欠であり、高等教育の危機は社会の危機でもある。我が国社会が活力ある発展を続けるためには、高等教育を時代の牽引車として社会の負託に十分にこたえるものへと変革し、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係の構築が不可欠である。

第2章 新時代における高等教育の全体像

1 「高等教育の将来像」についての基本的考え方：高等教育計画から将来像へ

18歳人口が減少して約120万人規模で推移する一方で、大学・学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃されたこと等により、「進学率」の指標としての有用性は減少し、主として18歳人口の増減に依拠した高等教育政策の手法はその使命を終え、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へと移行する。

国の今後の役割は、①高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、②制度的枠組みの設定・修正、③質の保証システムの整備、④高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、⑤財政支援等が中心となろう。

2 高等教育の量的変化の動向

【全体規模等に関する考え方】

18歳人口が減少を続ける中，大学・短期大学の収容力(入学者数÷志願者数)は平成19(2007)年には100%に達するものと予測される(従前の試算よりも2年前倒し)。

様々な変化を背景に，全体規模の面のみからすれば，高等教育についての量的側面での需要はほぼ充足されてきており，同年齢の若年人口の過半数が高等教育を受けるというユニバーサル段階の高等教育が既に実現しつつあると言える。しかし，今後は，分野や水準の面においても，誰もがいつでも自らの選択により学ぶことのできる高等教育の整備，すなわち，学習機会に着目した「ユニバーサル・アクセス」の実現が重要な課題である。

今後，少子化の影響等により，在籍者数が大幅に減少して経営が困難となる機関も生ずることが予想される。中には，学校の存続自体が不可能となることもあり得る。その際には，特に在学生の就学機会の確保を最優先に対応策が検討されるべきであり，そのための関係機関の協力体制が必要である。

【地域配置に関する考え方】

大都市部における過当競争や地域間格差の拡大によって教育条件の低下や学習機会に関する格差の増大等を招くことのないような方策を講ずることは重要な課題である。その際，人材の流動性や遠隔教育の普及等とともに，地方の高等教育機関は地域社会の知識・文化の中核として，また，次代に向けた地域活性化の拠点としての役割をも担っていることに留意する必要がある。

【今後の人材養成の分野別構成等に関する考え方】

今後の様々な人材需要に対しては，各高等教育機関が，幅広い基礎的な教育を充実すること，柔軟に教育組織を改組すること，社会人の再教育を充実させること等により対応を図ることが基本である。国は，高等教育機関の自主的・自律的努力を支援するとともに，人材需要見込み等を的確に把握して情報提供する仕組みを整えるべきである。

抑制方針が維持されている医師，歯科医師，獣医師，教員及び船舶職員の5分野の取扱いについては，人材需給見通し等の政策的要請を十分に見極めながら，抑制の必要性，程度や具体的方策について，必要に応じて個別に検討する必要がある。

3 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならない。

特に大学は、全体として

- ①世界的研究・教育拠点，②高度専門職業人養成，③幅広い職業人養成，
- ④総合的教養教育，⑤特定の専門的分野(芸術，体育等)の教育・研究，
- ⑥地域の生涯学習機会の拠点，⑦社会貢献機能(地域貢献，産学官連携，国際交流等)

等の各種の機能を併有するが、各大学ごとの選択により、保有する機能や比重の置き方は異なる。その比重の置き方が各機関の個性・特色の表れとなり、各大学は緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。(例えば、大学院に重点を置く大学やリベラル・アーツ・カレッジ型大学等)

18歳人口が約120万人規模で推移する時期にあって、各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要がある。

【学習機会全体の中での高等教育の位置付けと各高等教育機関の個性・特色】

高等教育の将来像を考える際には、初等中等教育との接続にも十分留意する必要がある。その際、入学者選抜の問題だけでなく、教育内容・方法等を含め、全体の接続を考えていくことが必要であり、初等中等教育から高等教育までそれぞれが果たすべき役割を踏まえて一貫した考え方で改革を進めていく視点が重要である。また、より良い教員養成の在り方についても検討していく必要がある。

このため、各大学は、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にし、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点を踏まえ、適切に入学者選抜を実施していく必要がある。また、教育の実施や卒業認定・学位授与に関する方針(カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー)を明確にし、教育課程の改善や「出口管理」の強化を図ることも求められる。

生涯学習との関連でも、高等教育機関は履修形態の多様化等により、重要な役割を果たすことが期待される。

【高等教育を取り巻く環境の変化と各高等教育機関の個性・特色】

国内外の高等教育機関の国際展開等の国際化の進展や情報通信技術の発達、e-Learningの普及等の中で、各高等教育機関は個性・特色の明確化を一層進める必要がある。

4 高等教育の質の保証

高等教育の量的側面での需要がほぼ充足されてくる一方、特に大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化等もあり、大学等の新設や量的拡大も引き続き予想され、また、各高等教育機関が個性・特色を明確にしながら、大学が自律的選択に基づいて機能別に分化するなど全体として多様化が一層進むにつれて、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が重要な課題となる。

個々の高等教育機関は、教育・研究活動の改善と充実に向けて不断に努力することが大切である。また、高等教育の質の保証の仕組みを整えて効果的に運用することは、国としての基本的な責務である。

高等教育の質の保証の仕組みとしては、事後評価のみでは十分ではなく、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保することが重要である。設置認可制度の位置付けを一層明確化して的確に運用するとともに、認証機関による第三者評価のシステムを充実させるべきである。

個々の高等教育機関が質の維持・向上を図るためには、自己点検・評価がまずもって大切である。

また、教育内容・方法や財務状況等に関する情報や設置審査、認証評価、自己点検・評価により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たすことが求められる。

第3章 新時代における高等教育機関の在り方

1 各高等教育機関の教育・研究の質の向上に関する考え方

【大学】

大学は、学術の中心として深く真理を探求し専門の学芸を教授研究することを本質とするものであり、その活動を十全に保障するため、伝統的に一定の自主性・自律性が承認されていることが基本的な特質である。

このような特質を持つ大学は、今後の知識基盤社会において、公共的役割を担っており、その社会的責任を深く自覚する必要がある。

国際的通用性のある大学教育または大学院教育の課程の修了に係る知識・能力の証明としての学位の本質を踏まえつつ、今後は、教育の充実の観点から、学部や大学院といった組織に着目した整理を、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程中心の考え方に再整理していく必要があると考えられる。

大学が、人材育成と学術研究の両面において、本来の使命と役割をより積極的かつ効果的に果たしていくためには、常に教員組織の在り方が最も適切なものとなるよう努力していくことが必要である。現行制度では、大学教員の基本的な職として、

教育・研究を主たる職務とする職である教授及び助教授とともに、主たる職務が教育・研究か教育・研究の補助かが必ずしも明瞭^{りょう}でない助手の職が定められている。今後はこれを見直し、教育・研究を主たる職務とする職としては、教授、准教授のほか新しい職として「助教」を設けて3種類とするとともに、助手は、教育・研究の補助を主たる職務とする職として定めることが適当である。また、大学設置基準の講座制や学科目制に関する規定を削除して、教員組織の基本となる一般的な在り方を規定し、具体的な教員組織の編制は、各大学が自ら教育・研究の実施上の責任を明らかにしつつ、より自由に設計できるようにすべきである。

学士課程について、各大学には、大学における「教養教育」や「専門教育」等の在り方を総合的に見直して再構築することにより、現状よりさらに充実した教育を展開することが強く求められる。

学士課程は、「21世紀型市民」の育成・充実を目的としつつ、教養教育と専門基礎教育を中心に主専攻・副専攻を組み合わせた「総合的教養教育型」や「専門教育完成型」など、様々な個性・特色を持つものに分化し、多様で質の高い教育を展開することが期待される。教育の充実のため、分野ごとにコア・カリキュラムが作成されることが望ましい。また、コア・カリキュラムの実施状況は機関別・分野別の大学評価と有機的に結び付けられることが期待される。

修業年限については、従前どおり学士課程を4年かけて卒業する経路のほか、修士・博士・専門職学位課程との関係では、学習経路が多様化し、特に総合的教養教育型において学士課程3年修了による大学院進学という制度が積極的に活用されることが考えられる。

企業採用に向けた就職活動は、大学と産業界の連携の下、学士課程教育に実質的に支障のないよう配慮が必要である。また、修了・卒業直後の1年間での様々な活動体験や短期在外経験等を重視することも期待される。

大学院教育については、課程制大学院制度の趣旨を踏まえて、それぞれの課程の目的・役割を明確にした上で、大学院における教育の課程の組織的展開の強化(大学院教育の実質化)を図る必要がある。

修士課程は、研究者等養成(の第1段階)、高度専門職業人養成及び「21世紀型市民」の高度な学習需要への対応の三つの機能を担うものであり、これに沿った体系的な教育課程を編成する必要がある。

博士課程は、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、産学官を通じたあらゆる研究・教育機関の中核を担う研究者等及び確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する。このため、体系的な教育課程を編成する必要がある。

今後の知識基盤社会にあつては、博士号取得者が、研究・教育機関ばかりではなく企業経営、ジャーナリズム、行政機関、国際機関等の多様な場で中核的人材として活躍することが期待される。

専門職学位課程は、多様な分野(例えば、法曹、MBA・MOT、公共政策、教員養

成等)での創設・拡充等が必要である。

短期大学の課程は、ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する、知識基盤社会での土台づくりの場として、新時代にふさわしい位置付けが期待され、短期大学の課程の積極的な改革が期待される。これらの点を踏まえつつ、短期大学における教育の課程修了を学位取得に結び付けるよう制度改正を行うことが適切である。

【高等専門学校】

高等専門学校は、5年一貫の実践的・創造的技術者等の養成という教育目的や、早期からの体験重視型の専門教育等の特色を一層明確にしつつ、今後とも応用力に富んだ実践的・創造的技術者等を養成する教育機関として重要な役割を果たすことが期待される。

現在、高等専門学校の単位については、教室内における30時間の履修を1単位として計算されているが、授業形態・指導方法の多様性や自学自習による教育効果も考慮した単位計算方法を導入することが適切である。

【専門学校】

知識・技術等の高度化や専門特化した技術者養成等のため、修業年限の長期化・多様化に伴い、専門学校の高等教育機関としての性格も短期から長期まで様々なものに拡大してきている。一方で、実践的な職業教育・専門技術教育機関としての専門学校の性格を明確化し、その機能を充実することが期待される。

誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図る一環として、一定の要件を満たすと認められた専門学校を卒業した者に対して大学院入学資格を付与することが適切である。

2 国公立大学の特色ある発展に関する考え方

国公立大学がそれぞれ特色ある教育・研究を展開していくことは、21世紀初頭における社会の多様な要請等に国公立大学全体で適切にこたえていくというだけでなく、高等教育全体の活性化の上からも重要である。

各大学ごとの個性・特色は、国公立を問わず、各大学自らの選択に基づくものであるが、国公立それぞれを全体として見た場合の特色を意識しておくことは、高等教育の発展と国公立それぞれへの支援の在り方を考える上で、今日でもなお十分に意義を有するものと考えられる。

3 高等教育機関の設置形態の多様化に関する考え方

現在、構造改革特区において認められている株式会社立大学の今後の位置付け等については、「高等教育の質」の保証や株式会社の特性とといった観点を念頭に置きつつ、

特区における実施状況に関し、公共性・継続性・安定性等についての検証・評価を十分に時間をかけて慎重に行った上で、改めて検討する必要がある。

第4章 高等教育の発展を目指した社会の役割

1 高等教育の発展を目指した支援の在り方

国は、教育・研究条件の維持・向上や学生支援の充実等により学習者の学習機会の保障に努めるべきである。また、学生個人のみならず現在及び将来の社会も高等教育の受益者である。このため、高等教育への公財政支出の拡充とともに民間企業や個人等からの資金の積極的導入に努めることが必要である。

今後、我が国においては、高等教育に対する公的支出を欧米諸国並みに近づけていくよう最大限の努力が払われる必要がある。その際、厳しい財政状況や高等教育への社会の負託をも踏まえつつ、すべての関係者が、国民(=納税者)の理解を得られるよう説明責任を十分果たしていく必要がある。

高等教育への財政的支援は、国内的のみならず国際的な競争的環境の中にあって、高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせることにより、多元的できめ細やかなファンディング・システムが構築されることが必要である。これにより、国公私それぞれの特色ある発展と緩やかな役割分担、質の高い教育・研究に向けた適正な競争が目指されるべきである。

具体的には、①国立大学については、教育・研究の特性に配慮しつつ、それぞれの経営努力を踏まえて、政策的課題(地域再生への貢献、新たな需要を踏まえた人材養成、大規模基礎研究等)への各大学の個性・特色に応じた取組を支援すること、②私立大学については、基盤的経費の助成を進める。その際、国公私にわたる適正な競争を促すという観点を踏まえ、各大学の個性・特色に応じた多様な教育・研究・社会貢献の諸活動を支援すること、③公立大学については、地域における知の拠点としての機能を発揮できるよう支援すること、④国公私を通じた競争的・重点的支援の拡充により、積極的に改革に取り組む大学等をきめ細やかに支援すること、⑤民間企業を含めた研究開発のための公的資源配分を大学等にも開放すること、⑥競争的資源配分の間接経費の充実により、機動的・戦略的な機関運営を支援すること、⑦奨学金等の学生支援を充実すること等が重要である。

2 高等教育の発展を目指した各方面の取組

国の今後の役割は、①高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、②制度的枠組みの設定・修正、③質の保証システムの整備、④高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、⑤財政支援等が中心となろう(再掲)。その際、大学の自律性に十分配

慮し簡素で効率的な高等教育行政となるよう留意する必要がある。

今後、教育基本法及び教育振興の在り方が検討される際には、このような高等教育の振興方策についての考え方を十分に踏まえることが期待される。

地方公共団体と国公立を通じた地域の大学全体との関係については、委託研究等の産学官(公)連携の推進や学校教員の養成、公開講座の実施等につき、有機的な連携を図ることが期待される。地方公共団体が公立大学を設置し管理運営を行う場合には、例えば公立大学法人制度を活用するなどして、大学の自律性を十分に尊重しながら、より一層の教育・研究機能の強化に向けた改革努力を支援することが期待される。

産業界は、学士・修士・博士等の学位取得者の採用・処遇に関し、それぞれの学位の種類に応じた取扱いがなされるよう、十分に配慮することが期待される。

また、人材の流動化を一層促進し我が国社会の活性化を図るためには、産業界が社会人の大学院等への進学・再入学を積極的に支援することが重要である。

さらに、研究開発を自社内部で完結させる「自前主義」には効率性や競争力確保の上でも限界があることから、各企業の経営・研究開発戦略において、大学との共同研究や技術移転等の産学官連携を柱の一つとして明確に位置付け、国内の大学を一層積極的に評価・活用することが期待される。

このような産業界の取組を促進するため、高等教育機関側と産業界側の情報交換の場を設けることは極めて重要である。

第5章 「高等教育の将来像」に向けて取り組むべき施策

将来像を念頭に、その内容の実現に向けて取り組むべき施策を「早急に取り組むべき重点施策」等として提言することとする。国は、これらの提言を踏まえて施策の具体化を図るべきである。また、各高等教育機関においても、これらの提言の趣旨を踏まえた努力が求められる。

【早急に取り組むべき重点施策(「12の提言」)】

- ① 高等教育の量的変化の動向についての関連施策
 - － 人材養成に関する社会のニーズへの対応
 - － 各高等教育機関の経営の改善
- ② 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策
 - － 入学者選抜・教育課程の改善、「出口管理」の強化
 - － 留学生交流の促進・充実
- ③ 高等教育の質の保証についての関連施策
 - － 大学等の設置認可や認証評価等における審査内容や視点の明確化

- ④ 各高等教育機関の在り方についての関連施策
 - － 教養教育や専門教育等の総合的な充実
 - － 大学院教育の実質化
 - － 世界トップクラスの大学院の形成
 - － 助教授・助手の位置付けを含めた教員組織の活性化
- ⑤ 高等教育の発展を目指した社会の役割についての関連施策
 - － 高等教育への支援の拡充
 - － 多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築
 - － 学生支援の充実・体系化

等

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の

学習指導要領等の改善について(答申)【概要】

平成20年1月17日 中央教育審議会

1. 教育の目的とこれまでの学習指導要領改訂

(教育の目的)

- ・ 教育基本法第1条において、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と規定している。

(これまでの学習指導要領改訂)

- ・ 学習指導要領は、社会の変化や子どもたちの現状を踏まえ、概ね10年に一度改訂されてきた。
- ・ 今回の改訂に当たっても、社会の変化や子どもたちの現状を踏まえた上で、いかに教育の普遍的な目的の実現を図るかという観点から検討を行った。

2. 現行学習指導要領の理念

(現行学習指導要領の理念の重要性)

- ・ 現行学習指導要領は、「生きる力」をはぐくむという理念に立脚しており、「知識基盤社会」の時代において「生きる力」という理念がますます重要になっている。「生きる力」は、OECDの「主要能力(キーコンピテンシー)」という考え方を先取りしたものと言える。

※「生きる力」

- ・ 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- ・ 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ・ たくましく生きるための健康や体力 など

(改正教育基本法等と「生きる力」)

- ・ 平成18年12月に教育基本法が改正され、新たに教育の目標等が規定された。
- ・ 平成19年6月に学校教育法が改正され、「生きる力」の基礎となる学力の重要な要素は、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③学習意欲、であることが明確化された。

3. 子どもたちの現状と課題

(子どもたちの学力と学習状況)

- ・ 国立教育政策研究所による調査及び国際的な学力調査によると、①思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題に課題、②読解力で成績分布の分散が拡大しているという課題がある。③その背景には学習意欲、家庭での学習時間などの学習習慣・生活習慣に課題がある。
- ・ 平成19年4月に実施した全国学力・学習状況調査(小6・中3)において、基礎的・基本的な知識・技能については概ね身に付いているが、知識・技能を活用する問題については課題があることが明らかになった。

(子どもの心と体の状況)

- ・ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下など子どもたちの心と体の状況にも課題がある。

4. 課題の背景・原因

(1) 社会や家庭・地域の変化

- ・ 社会の変化を背景に、生活習慣の確立が不十分、地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流の場や自然体験の減少など家庭や地域の教育力の低下が指摘されている。
- ・ 非正規雇用者の増加や「大学全入時代」が到来する中で、学習意欲が低下し、学習習慣が確立していないという状況がある。

(2) 学習指導要領の理念を実現するための具体的な手立て

(これまでの手立てにおける5つの課題)

- ① 「生きる力」の意味や必要性について、文部科学省による趣旨の周知・徹底が必ずしも十分ではなく、学校関係者や保護者、社会との間に十分な共通理解がなされなかった。「ゆとり」か「詰め込み」という二項対立の議論ではなく、それを乗り越え、知識・技能の習得とこれらの活用を車の両輪として相互に関連させながら伸ばしていくことが求められる。
- ② 子どもの自主性を尊重する余り、教師が指導を躊躇する状況があったのではないかと指摘されており、教えて考えさせる指導を徹底し、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図ることが重要である。
- ③ 各教科における知識・技能を活用する学習活動が十分ではなかったことから、各教科での知識・技能の習得と総合的な学習の時間での課題解決的な学習や探究活動との間の段階的なつながりが乏しくなっている。
- ④ 各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、観察・実験、レポートの作成、論述といった知識・技能を活用する学習活動を行うためには、現在の授業時数では十分ではない。
- ⑤ 豊かな心や健やかな体の育成について、社会の大きな変化の中で家庭や地域の教育力が低下したことを踏まえた対応が十分ではなかった。

(3) 教師が子どもたちと向き合う時間の確保や効果的・効率的な指導のための条件整備

- ・ 知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力等の育成の双方を図っていくためには、個々の子どもたちの理解や習熟度等に応じたきめの細かい指導が必要であり、教師が一人一人の子どもたちと向き合い、指導を行うための時間を確保するための条件整備が重要である。

5. 学習指導要領改訂の基本的な考え方

(1) 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂

- ・ 改正教育基本法において、公共の精神、生命や自然を尊重する態度、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどが、教育の目標として新たに規定されたことを踏まえ、各教科等の教育内容を改善する必要がある。

(2) 「生きる力」という理念の共有

- ・ 「生きる力」をはぐくむことの必要性やその内容を教育関係者や保護者、社会の間で共有することは、今回の学習指導要領の改訂に際してまず行われるべきことである。
- ・ 教育関係者だけでなく、保護者をはじめ広く国民の理解を得るために積極的な情報発信が必要である。

(3) 基礎的・基本的な知識・技能の習得

- ・ 授業時間が増える教科についても、知識・技能の確実な定着と活用を重視し、指導内容の増加は、社会的自立の観点から必要な知識・技能や学年間で反復することが効果的な知識・技能等に限ることが適当である。
- ・ 「読み・書き・計算」などの基礎的・基本的な知識・技能は、例えば、小学校低・中学年では、体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築していくことが大切である。
- ・ 重点的な指導や繰り返し学習といった指導の工夫や充実に努めることが求められる事項の例を「重点指導事項例」として文部科学省が提示することが考えられる。

(4) 思考力・判断力・表現力等の育成

- ・ 思考力・判断力・表現力等をはぐくむためには、観察・実験、レポートの作成、論述など知識・技能を活用する学習活動を発達の段階に応じて充実させる必要がある。
- ・ その基盤となる言語の能力を育成するために、小学校低・中学年の国語科において音読・暗唱、漢字の読み書きなどにより基本的な力を定着させた上で、各教科等において、記録、要約、説明、論述といった学習活動に取り組む必要がある。
- ・ その際、子どもたちの思考力等も発達の段階に応じて高まることを重視する必要がある。

(5) 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保

- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、それらを活用する学習活動を充実することができるよう、国語・理数等の必修教科の授業時数を確保することが必要である。

(6) 学習意欲の向上や学習習慣の確立

- ・ 学習習慣の確立には、小学校低・中学年の時期が重要である。
- ・ つまづきやすい内容をはじめとした基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、分かる喜びを実感させることが重要である。
- ・ **体験的な学習やキャリア教育などを通じ、学ぶ意義を認識することが必要である。**
- ・ 子どもたちの学力や学習習慣の状況を把握し、課題のある学校を支援する必要がある。

(7) 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

- ・ 国語をはじめとする言語の能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらと共に生きる自分への自信をもたせる必要がある。
- ・ 基本的な生活習慣を確立させるとともに、社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識を身に付けさせる観点から、道徳教育の改善・充実が必要である。
- ・ 運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣を形成することが必要である。

6. 教育課程の基本的な枠組み

(1) 小・中学校の教育課程の枠組み

① 小学校の授業時数

- ・ 国語、社会、算数、理科、体育の授業時数を6学年合わせて350単位時間程度増加する。
- ・ 外国語活動(高学年で週1コマ相当)を新設する。
- ・ 総合的な学習の時間は、教科の知識・技能を活用する学習活動を各教科の中で充実することなどを踏まえ、週1コマ程度縮減する。
- ・ 週当たりの授業時数を低学年で2コマ、中・高学年で1コマ増加する。

② 中学校の授業時数

- ・ 国語、社会、数学、理科、外国語、保健体育の授業時数を400単位時間(選択教科の現状を踏まえると230単位時間)程度増加する。
- ・ 教育課程の共通性を高めるため、選択教科の授業時数を縮減し、必修教科の授業時数を増加する。
- ・ 選択教科は標準授業時数の枠外で開設可能とする。
- ・ 総合的な学習の時間は縮減し、3学年合わせて190単位時間とする。
- ・ 週当たりの授業時数を各学年で1コマ増加する。

③ 小・中学校の授業時数に共通する事項等

- ・ 授業時数の増加は、つまずきやすい内容の繰り返し学習や観察・実験、レポートの作成、論述などの学習活動の充実が目的である。
- ・ 増加した授業時間できめの細かい指導を行うためには、指導体制の整備が必要である。
- ・ 標準授業時数は可能な限り35の倍数にすることが望ましい。
- ・ 中学校において、部活動を教育課程に関連する事項として学習指導要領に記述することが必要である(高等学校も同様)。

(2) 高等学校の教育課程の枠組み

① 授業時数・単位数等

- ・ 高等学校教育については共通性と多様性のバランスを図る必要がある。
- ・ 週当たりの授業時数は、引き続き30単位時間を標準とした上で、これを超えて授業を行うことが可能であることを明確にする。
- ・ 卒業までに修得させる単位数は、引き続き74単位以上とする。

② 必修教科・科目

- ・ 必修教科の単位数は原則として増加させない。
- ・ 学習の基盤である国語、数学、外国語については、共通必修教科を設定する一方、地理歴史、公民、理科については、現行どおり選択必修とするが、理科は科目履修の柔軟性を高める。
- ・ 総合的な学習の時間については、授業時数等を弾力的な取扱いとする。
- ・ 専門学科では、引き続き専門教科・科目を25単位以上履修とする。
- ・ 総合学科では、引き続き「産業社会と人間」を履修とする。

(3) 学校週5日制の下での土曜日の活用

- ・ 学校週5日制を維持することが適当である。
- ・ 地域と連携し、総合的な学習の時間の一環として探究活動や体験活動等を行う場合に土曜日の活用が考えられる。

(4) 発達段階に応じた学校段階間の円滑な接続

- ・ 幼小の教育課程の工夫により小1プロブレムへの対応を図る。
- ・ 小学校の教育内容を中学校教育の視点で再度指導するといった工夫が求められる。

(5) 教育課程編成・実施に関する各学校の責任と現場主義の重視

- ・ いわゆる「はどめ規定」の見直す必要がある。
- ・ 独自の教科の創設などの特例措置を、特区制度ではなく、文部科学大臣の認定により認める仕組みを導入する必要がある。

7. 教育内容に関する主な改善事項

(1) 言語活動の充実

- ・ 言語は、知的活動(論理や思考)やコミュニケーション、感性・情緒の基盤であり、国語科において、これらの言語の果たす役割に応じた能力、感性・情緒をはぐくむことを重視する。
- ・ 各教科等においては、国語科で培った能力を基本に言語活動を充実することの必要性を十分に理解し、言語活動を各教科等の指導計画に位置付け、授業の構成や進め方を改善する必要がある。

(2) 理数教育の充実

- ・ 90年代半ば以降の学術研究や科学技術の世界的な競争の激化の中で、理数教育の質・量両面の充実が必要である。
- ・ 知識・技能の定着のための繰り返し学習や、思考力や表現力等の育成のための観察・実験、レポートの作成や論述などを行うために必要な時間を確保する。
- ・ 国際的な通用性、内容の系統性、小・中・高等学校での学習の円滑な接続を踏まえた指導内容の充実を図る。

(3) 伝統や文化に関する教育の充実

- ・ 国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実する必要がある。
- ・ 国語科での古典の重視、社会科での歴史学習の充実、音楽科での唱歌・和楽器、技術・家庭科での伝統的な生活文化、美術科での我が国の美術文化や保健体育科での武道の指導の充実を図る。

(4) 道徳教育の充実

- ・ 基本的な生活習慣や最低限の規範意識、自分への信頼感や他者への思いやりなどの道徳性を養い、法やルールの意義や遵守について理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てるために、発達の段階に応じた指導内容の重点化、教材の充実、体験活動の充実、家庭や地域との役割分担が必要である。
- ・ 道徳教育を充実・強化するという観点から、適切な教材が教科書に準じたものとして活用される支援策が必要である。

(5) 体験活動の充実

- ・ 子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむため、その発達の段階に応じ、集団宿泊活動(小学校)、職場体験活動(中学校)、奉仕体験活動や就業体験活動(高等学校)を重点的に推進する。

(6) 小学校段階における外国語活動

- ・ 中学校段階の文法等の英語教育の前倒しではなく、幅広い言語に関する能力や国際感覚の基盤を培うため、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、言語や文化に対する理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、中学校との円滑な接続を図る。
- ・ 小学校高学年で、総合的な学習の時間とは別に週1コマ程度実施するが、教科とは位置付けない。

(7) 社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項

- ・ 情報教育
- ・ 環境教育
- ・ ものづくり
- ・ キャリア教育
- ・ 食育
- ・ 安全教育
- ・ 心身の成長発達についての正しい理解

8. 各教科・科目等の内容

(1) 幼稚園

- ・ 発達や学びの連続性を確保するため、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るとともに、子どもや社会の変化に対応した幼稚園教育の充実を図る。
- ・ 幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を確保するため、家庭との連携による基本的な生活習慣の形成などを重視する。
- ・ 子育ての支援と預かり保育について、活動内容を明確化するとともに、預かり保育については幼稚園における教育活動として適切な活動となるようにする。

(2) 小学校、中学校及び高等学校

(国語)

- ・ 実生活で生きてはたらき、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けるため、言葉を通して的確に理解し、論理的に思考し表現する能力や、互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う能力を育成する。
- ・ 古典や近代以降の作品をはじめとした我が国の言語文化に触れて感性や情緒をはぐくみ、言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てる。
- ・ 漢字、敬語、言葉のきまりなどの指導の充実・改善を図る。

(社会、地理歴史、公民)

- ・ 社会的事象を多面的・多角的に考察し、公正に判断するとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど公共的な事柄に主体的に参画する資質や能力の育成を重視する。
- ・ 小学校では、自然災害、社会の情報化の様子、世界を捉える枠組みの基礎に関する指導を、中学校では、世界地理、近現代史、伝統や文化、政治や法、経済の基礎等に関する指導を充実する。高等学校では、地理歴史科で科目間の関連や地図の活用を重視し、公民科で法や金融に関する指導や人間としての在り方生き方に関する指導を充実する。

(算数、数学)

- ・ 発達や学年の段階に応じた反復(スパイラル)による教育課程を編成できるようにする。
- ・ 言葉や数、式、図、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、表現したりする力の育成を重視する。
- ・ 学ぶ意欲を高め、学ぶことの意義や有用性を実感するため、学んで身に付けたものを生活や学習に活用することなどを重視する。
- ・ 算数的活動・数学的活動を一層充実するため、小・中学校で活動を具体的に示し、高等学校では「課題学習」を位置付ける。

(理科)

- ・ 「エネルギー」「粒子」「生命」「地球」などの概念等を柱として、発達の段階を踏まえた内容の構造化を図る。
- ・ 科学的な思考力・表現力の育成を図る観点から、観察・実験の結果を整理し考察する学習活動などの充実を図る。
- ・ 観察・実験や自然体験、科学的な体験の一層の充実を図る。
- ・ 学ぶことの意義や有用性の実感、科学への関心を高める観点から、実社会・実生活との関連を重視する内容の充実を図る。

- ・ 高等学校では、物理、化学、生物、地学の4領域のうちから3領域以上を履修するよう科目構成を見直す。

(生活)

- ・ 気付きの質を高め、活動や体験を一層充実するための学習活動を重視する。
- ・ 教科学習への円滑な移行や幼児教育との連携を図る。
- ・ 安全教育に関する指導や自然の素晴らしさ、生命の尊さを実感する指導を充実する。

(音楽、芸術(音楽))

- ・ 思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力を育成するとともに、音楽と生活とのかかわりに関心をもって生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむ。
- ・ 小・中学校において表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を〔共通事項〕として示す。
- ・ 音楽をつくる楽しさの体験と自分なりに批評できるような鑑賞指導の重視、我が国や郷土の伝統音楽の指導の充実を図る。

(図画工作、美術、芸術(美術、工芸))

- ・ 生活の中の造形や美術の働き、美術文化に関心をもって生涯にわたり主体的にかかわっていく態度をはぐくむ。
- ・ 小・中学校において表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を〔共通事項〕として示す。
- ・ 造形体験の充実、思いを語ったり価値意識をもって批評し合う鑑賞指導の重視、我が国の美術や文化の指導の充実を図る。

(芸術(書道))

- ・ 書の文化の継承と創造への関心を一層高めるため、書の文化に関する学習の充実を図る。
- ・ 価値意識をもって批評し合うなどの鑑賞指導を重視する。

(家庭、技術・家庭)

- ・ 社会において自立的に生きる基礎を培うために、家族と家庭の役割、衣、食、住、情報、産業等についての指導を充実する。
- ・ 子育て理解や高齢者との交流、食育、消費の在り方、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立を目指す指導を充実する。
- ・ 持続可能な社会の構築などを目指し、技術と社会・環境とのかかわり、エネルギー、生物に関する内容の改善・充実を図る。

(体育、保健体育)

- ・ 生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し改善を図る。
- ・ 小学校低学年から体づくり運動を導入、中学校1・2年で武道とダンスを含む全領域を必修化し、3年から選択とする。
- ・ 心身の発育・発達と健康、生活習慣病などの疾病の予防、保健医療制度の活用、健康と環境、傷害の防止としての安全、医薬品に関する指導などの充実を図る。

(外国語)

- ・ 聞いたり読んだりした内容を踏まえて、自らの考えなどを発信できるよう、中・高等学校を通じて、聞く・話す・読む・書くの4技能を総合的に育成する指導を充実する。
- ・ コミュニケーションの基礎となる文法を言語活動と一体的に指導するよう改善するとともに、語数を充実する。

- ・ 学習意欲の向上や4技能の総合的な育成に資するよう、教材の題材や内容の体系性を重視するとともに、高等学校では、4技能の統合、発信力の向上等の観点から科目構成を見直す。

(情報)

- ・ 情報化の進展に主体的に対応できる能力・態度をはぐくむため、情報や情報技術に関する科学的・社会的な見方・考え方を確実に身に付けさせるとともに、情報モラルの指導を充実する観点から、科目構成や目標・内容の見直しを図る。

(職業教育に関する各教科・科目)

[専門高校における農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報・福祉]

- ・ 将来のスペシャリスト、地域産業を担う人材など、幅広い分野で産業・社会を支える人材を育成する。
- ・ 職業人としての知識、技術及び技能の習得のための教育のみならず、社会的責任を担う職業人としての規範意識や倫理観等を醸成し、豊かな人間性の涵養等にも配慮した教育を行う。
- ・ 実社会や職業とのかかわりを通じて、職業意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることを重視し、例えば長期間の就業体験を取り入れるなどの教育活動の充実を図る。

(道徳教育)

- ・ 子どもの実態や指導上の課題を踏まえ、学校や学年の段階ごとに道徳教育の指導の重点や特色を明確にする。(例: 善悪の判断、集団や社会のルール、自己の生き方(小学校)、法やルール、社会とのかかわりを踏まえた人間としての生き方(中学校)、社会の一員としての人間としての在り方生き方(高等学校))
- ・ 道徳性の育成に資する体験活動(集団宿泊活動(小学校)、職場体験活動(中学校)、奉仕体験活動(高等学校)など)を推進するとともに、学校と家庭や地域社会の連携体制を充実する。

(特別活動)

- ・ よりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成を特に重視し、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動、多様な異年齢集団による活動を一層重視する。
- ・ 学級活動(ホームルーム活動)や児童会・生徒会活動、学校行事等について、それぞれの活動を通して育てたい態度や能力を示す。

(総合的な学習の時間)

- ・ 新たに章立てして教育課程における位置付けを明確にするるとともに、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な活動を行うことを明確にする。
- ・ ねらいや育てたい力を明確にするよう改善を図る。
- ・ 学校種間の取組の重複を改善するため子どもたちの発達の段階を考慮し、各学校段階の学習活動の例示を見直す。

(3)特別支援教育

①特別支援学校

- ・ 社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、多様化に応じた適切な指導を進めるため、自立活動の改善、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成、職業教育などの充実を図る。
- ・ 小・中学校等との交流及び共同学習の充実を図る。

②幼・小・中・高等学校等における特別支援教育

- ・ 障害のある子どもへの適切な指導及び必要な支援を行うための校内支援体制の整備や指導の充実を図るとともに、交流及び共同学習、障害のある子どもへの理解を深める指導を充実する。

9. 教師が子どもたちと向き合う時間の確保などの教育条件の整備等

(1)教職員定数の改善

- ・ きめの細かい指導を行うための習熟度別・少人数指導や学校マネジメント機能の強化、教員の事務負担軽減に必要な定数の改善

(2)教師が子どもたちと向き合う時間の確保のための諸方策

- ・ 外部人材の活用
- ・ 教師の事務負担の軽減
- ・ ICT環境の整備
- ・ 学校の組織力の向上

(3)効果的・効率的な指導のための諸方策

- ・ 個に応じた指導など指導方法の改善
- ・ 教師の資質向上
- ・ 教科書や学校図書館の充実
- ・ 学習評価の改善
- ・ 全国学力・学習状況調査の活用
- ・ 教育課程におけるPDCAサイクルの確立

(4)教育行政の在り方の改善

- ・ 学校現場の把握や国民・住民に対する説明責任の重要性

10. 家庭や地域との連携・協力の推進と企業や大学等に求めるもの

(1)家庭や地域との連携・協力の推進

- ・ 「早寝早起き朝ごはん」といった取組を通じた家庭教育の充実
- ・ PTA活動の充実

(2)企業や大学等に求めるもの

- ・ 企業等の協力
- ・ 思考力・判断力・表現力等の重視といった大学入学者選抜の改善

社会環境の変化を踏まえた専修学校の今後の在り方について

(専修学校の振興に関する検討会議) 報告の概要

平成20年11月 専修学校の振興に関する検討会議

1. 検討会議の開催状況

平成19年9月に「専修学校の振興に関する検討会議」(座長：丹保憲仁北海道大学名誉教授)を設置。その後12回にわたって専修学校のあり方について検討。

2. 報告のポイント

(1) 社会環境等の変化に対応した若者の社会的自立を促す教育の在り方

就業構造の変化(非正規雇用割合の増加等)や厳しい若年者の雇用状況(他の年齢層よりも高い失業率)など、若者を巡る厳しい環境。

社会環境の変化に対応し、若者が、生涯にわたる人生設計を立て、社会的・職業的に自立していくことは難しくなっている。

このため、これまでの教育の在り方・課題を踏まえ、専修学校のみではなく、大学・短期大学、高等専門学校、高等学校等の教育全体を俯瞰して、必要な見直しを図り、新しい「職業教育」のシステムを形成していくことが求められる。

(2) 論点のまとめ

社会環境の変化に対応したキャリア教育・職業教育を推進していくために、既存の学校制度においてキャリア形成支援のための教育の更なる充実を図るのか、それとも、職業を明確に意識した教育に特に重点を置き、学校教育の再構築に向けた方策をとるのか、という二つの考え方があるが、後者の考え方をとる場合、以下の論点を踏まえ、更に議論を深めることが必要。

- ・ 現行の各学校種、すなわち大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等の目的や機能との関係をどのように明確に整理していくのか
また、そのことによって、職業教育を一層推進していくという観点から、現行制度に比べて学校教育体系全体としてどのような改善が期待できるのか、再構築を図るとした場合に課題はないのか
- ・ 上記についての整理を踏まえて、新たな学校種についての校地・校舎・施設設備、教員資格・教員数、教育方法、等に関する設置基準をどのように設定するのか
- ・ 職業教育の一層の推進を図るという観点から、制度的な柔軟性を特徴とする現行の専修学校の役割、機能について、どのように評価し、これを位置付けるのか

(3) 今後の検討の方向性等

新たな学校種に関しては、キャリア教育・職業教育の在り方の全体像を議論する中で、重要な課題の一つとして、より総合的・多面的で専門的な検討を行い得る場である中央教育審議会において、議論を深めていくことが適当。

専修学校の新たな在り方について、学校教育制度全体の中で整合的に位置付けていくためには、キャリア教育・職業教育の在り方や意義を整理し、専修学校のみならず、後期中等教育・高等教育における教育の在り方についても視野に入れつつ検討を進めていくことが必要。

今後の生涯学習社会におけるキャリア教育・職業教育の在り方に関しては、教育面のみならず、人々の職業観、産業構造、労働市場や雇用慣行、職業能力開発に関する施策等とも関連することから、関係府省、地方公共団体、経済団体等とも連携しつつ検討。

【第2回専修学校の振興に関する検討会議（平成19年11月21日）
岩崎・中込・福田委員提出資料（抄）】

「新しい専門学校制度の在り方（専門学校の将来像）」

（「専修学校の1条校化運動の具体的方針」第1次報告の参考資料）の概要版

1. 教育の目的

社会が求める知識、技術及び技能を総合的に教授修練し、職業及び實際生活に必要な能力、又は専門性が求められる特定の職業を担うための能力を育成する。

2. 基準・要件等の概要

入学資格は「高校卒業同等以上の者」とする。

修業年限は「2年、3年又は4年」とし、修業年限ごとに卒業に必要な単位数を定める。また、夜間の学科、別科、専攻科及び通信課程も置くことができる。

所轄庁は「文部科学大臣」とする。

設置者の要件は「国、地方公共団体及び学校法人」とする（新専門学校を設置する学校法人の認可基準を新設）。

校地及び校舎の面積、校地・校舎・施設設備の内容、教員資格及び教員数は、「教育の目的を達成するために最低限必要となる基準（他の高等教育機関の基準を基本）」を新たに定める。

自己点検・評価及び第三者評価を行う。

高等教育機関にふさわしい新たな学校名称を付し、修了者に新たな称号を付与する。

上記の制度面での論点のほか、財政支援のあり方、他府省庁所管法令との関係、その他所要の論点についても検討を行う。

「学士課程教育の構築に向けて」

中央教育審議会答申の概要

(平成20年12月24日)

1. 基本的な認識

- グローバル化する知識基盤社会において、学士レベルの資質能力を備える人材養成は重要な課題である。
- 他方、目先の学生確保が優先される傾向がある中、大学や学位の水準が曖昧になったり、学位の国際的通用性が失われたりしてはならない。
- 各大学の自主的な改革を通じ、**学士課程教育における3つの方針の明確化等を進める必要がある。**

2. 主な内容

【現状・課題】

【改善方策の例】

(1) 学位授与の方針について

- ・他の先進国では「何を教えるか」より「何ができるようになるか」を重視した取組が進展
- ・一方、我が国の大学が掲げる教育研究の目的等は総じて抽象的
- ・学位授与の方針が、教育課程の編成や学修評価の在り方を律するものとなっていない
- ・大学の多様化は進んだが、学士課程を通じた最低限の共通性が重視されていない

- ・大学は、卒業に当たっての学位授与の方針を具体化・明確化し積極的に公開
- ・国は学士力に関し、参考指針を提示

〔学士力に関する主な内容〕

1. 知識・理解（文化、社会、自然 等）
2. 汎用的技能（コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力 等）
3. 態度・志向性（自己管理能力、チームワーク、倫理観、社会的責任 等）
4. 総合的な学習経験と創造的思考力

(2) 教育課程編成・実施の方針について

- ・学修の系統性・順次性が配慮されていないとの指摘
- ・学生の学習時間が短く、授業時間外の学修を含めて45時間で1単位とする考え方が徹底されていない
- ・成績評価が教員の裁量に依存しており、組織的な取組が弱いとの指摘

- ・順次性のある体系的な教育課程を編成
- ・国は分野別のコア・カリキュラム作成を支援
- ・学生の学習時間の実態を把握した上で、単位制度を実質化
- ・成績評価基準を策定し、GPA等の客観的な評価基準を適用

(3) 入学者受入れの方針について

- ・大学全入時代を迎え、入試によって高校の質保証や大学の入口管理を行うことが困難
- ・特定の大学をめぐる過度の競争
- ・総じて、学生の学習意欲の低下や目的意識が希薄化

- ・大学は、大学と受験生のマッチングの観点から入学者受入れ方針を明確化
- ・入試方法を点検し、適切な見直し
- ・初年次教育の充実や高大連携を推進

(4) その他

- ・ファカルティ・ディベロップメント（FD）は普及したが、教育力向上に十分つながっていない
- ・設置認可は弾力化されたが、質保証の観点から懸念すべき状況も見られる
- ・これらの活動に係る財政支援が不可欠

- ・教員、大学職員への研修の活性化と、教員業績評価での教育面の重視
- ・自己点検・評価の確実な実施、分野別質保証の枠組みづくりのため日本学術会議への審議依頼等の質保証の仕組みを強化
- ・財政支援の強化と説明責任の徹底

「高等専門学校教育の充実について」

「ものづくり技術力の継承・発展とイノベーションの創出を目指して」

中央教育審議会答申（平成20年12月24日）の概要

1. 高等専門学校教育の現状と社会経済環境の変化

- 高等専門学校は、中学校卒業後からの5年一貫の本科とそれに続く2年間の専攻科での実践的専門教育により、実践的・創造的な技術者を養成
- 卒業生の高い就職率・求人倍率に見られるように、社会から高く評価
- 社会経済環境の変化：高等教育のユニバーサル化、技術の高度化、15歳人口の減少、理科への関心の薄れ、進学率の上昇、地域連携強化の必要性の高まり、行財政改革の進展

2. 高等専門学校教育の充実の方向性

【基本的考え方】

- それぞれの高等専門学校が自主的・自律的改革に不断に取り組み、社会経済環境の変化に積極的に対応
- 中堅技術者の養成から、幅広い場で活躍する多様な実践的・創造的技術者の養成へ
- 多様な高等教育機関のうちの一つとして本科・専攻科の位置付けを明確に
- 産業界や地域社会との連携を強化し、ものづくり技術力の継承・発展を担いイノベーション創出に貢献する技術者等の輩出へ

【具体的方策】

①教育内容・方法等の充実

- ・地域の産業界等との幅広い連携の促進、「共同教育」の充実
- ・一般教育の充実
- ・技術科学大学との連携の強化
- ・自学自習による教育効果も考慮した単位計算方法の活用
- ・退職技術者を含む企業人材等の活用

②入学者の確保及び多様な学生への支援

③大学への編入学者増加への対応

④教育基盤の強化

- ・教員等の確保、FDの実施等、施設・設備の更新・高度化、事務部門強化、財政支援の充実

⑤教育研究組織の充実

- ・科学技術の高度化等に対応した学科の在り方の見直し
- ・工業・商船以外の新分野への展開
- ・地域のニーズを踏まえた専攻科の整備・充実等
- ・地域と連携しつつ国立高等専門学校の再編・整備について検討

⑥高等専門学校の新たな展開

- ・公立の専門高校や大学校等を基に新たな公立高等専門学校を設置する可能性を含め、潜在的需要を発掘し、需要がある場合には支援方策等について検討

⑦社会との関わりの強化

- ・留学生受入れ、教員の海外派遣、海外技術協力など国際的な展開の推進
- ・広報活動強化による認知度向上、共同研究の推進、公開講座等の展開

※高等専門学校等の教育の特色や課題を検証し、さらに、本審議会で議論された経緯を踏まえつつ、今後の職業教育の発展・充実に資するための検討がなされることを期待